個人市県民税の定額減税について

令和6年度税制改正において、令和6年度分個人市県民税の定額減税が実施される こととなりました。

対象となる方

- 〇 前年の合計所得金額が1.805万円以下の個人市県民税の納税義務者
 - ※ただし、以下に該当する方は対象となりません。
 - 個人市県民税が非課税
 - ・個人市県民税均等割、森林環境税(国税)のみ課税

減 税 額

〇 本人、配偶者を含む扶養親族(国外居住者を除く) 1人につき、1万円

- ※同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
- ※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人市県民税において 1万円の定額減税が行われます。

実施方法(令和6年度分)

(定額減税の対象となる方)

①給与所得に係る特別徴収 (給与所得者の方)

➤ 令和6年6月分は徴収されず、定額 減税「後」の税額が令和6年7月分~ 令和7年5月分の11か月で均されます。 (注)定額減税が適用されない方は通常通り6月 分からの徴収方法となります。



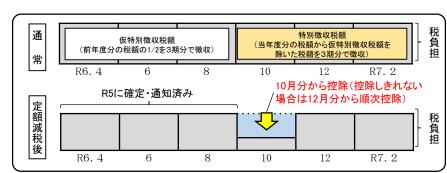
②普通徴収(事業所得者等の方)

➤ 定額減税「前」の税額をもとに算出 された第1期分(令和6年6月分)の 税額から控除され、控除しきれない 場合は、第2期分(令和6年8月分) 以降の税額から、順次控除されます。



③公的年金等に係る所得に係る 特別徴収(年金所得者の方)

➤ 定額減税「前」の税額をもとに算出 された令和6年10月分の特別徴収税 額から控除され、控除しきれない場 合は、令和6年12月分以降の特別徴 収税額から、順次控除されます。



その他

- 減税額については、納税通知書又は特別徴収税額通知書に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 所得税(国税)の定額減税の詳細は、<u>国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」</u>をご参照ください。

(https://www.nta.go.ip/users/gensen/teigakugenzei/index.htm)

由利本荘市